

# 平成25年度随意契約一覧(コンサル)

業種名	業務番号及び業務名	契約日	企業名	契約金額	施行方法
道路	土木第116号 東堀水源地線調査測量設計業務	平成26年3月19日	サンスイコンサルタント株式会社	2,572,500	入札不調による随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)
廃棄物	環境第59号 福知山市ごみ焼却施設基幹的設備改良工事施工監理業務	平成25年10月17日	株式会社環境技術研究所	8,390,570	既に発注済のごみ焼却施設基幹的設備改良工事は、特殊設備工事であるため、性能を要求する仕様書による工事発注としている。このため、要求水準の判定に専門知識が必要となり、設計者の意図する性能判定は当然設計者の判断が必要となるので、工事実施設計業務を履行した左記の業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、福知山市財務規則の施行について(例規通達)第5-5-1)
測量一般	農管第57号 平成25年度農地・農業用施設維持修繕測量業務(その15)	平成25年10月11日	京都ジオリンク	4,567,500	本業務は、平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行うための測量・設計業務であり、早期に業務に着手することが不可欠である。よって、地域事情にも精通している左記業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
測量一般	農管第47号 平成25年度農地・農業用施設維持修繕測量業務(その5)	平成25年10月11日	田野島測量設計株式会社	3,045,000	本業務は、平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行うための測量・設計業務であり、早期に業務に着手することが不可欠である。よって、地域事情にも精通している左記業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
測量一般	農管第51号 平成25年度農地・農業用施設維持修繕測量業務(その9)	平成25年10月11日	株式会社シービル	3,517,500	本業務は、平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行うための測量・設計業務であり、早期に業務に着手することが不可欠である。よって、地域事情にも精通している左記業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
測量一般	農管第48号 平成25年度農地・農業用施設維持修繕測量業務(その6)	平成25年10月11日	京都ジオリンク	3,465,000	本業務は、平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行うための測量・設計業務であり、早期に業務に着手することが不可欠である。よって、地域事情にも精通している左記業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
測量一般	農管第46号 平成25年度農地・農業用施設維持修繕測量業務(その4)	平成25年10月11日	近畿測地設計株式会社	2,887,500	本業務は、平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行うための測量・設計業務であり、早期に業務に着手することが不可欠である。よって、地域事情にも精通している左記業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
測量一般	農管第56号 平成25年度農地・農業用施設維持修繕測量業務(その14)	平成25年10月11日	近畿測地設計株式会社	2,782,500	本業務は、平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行うための測量・設計業務であり、早期に業務に着手することが不可欠である。よって、地域事情にも精通している左記業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)
測量一般	農管第54号 平成25年度農地・農業用施設維持修繕測量業務(その12)	平成25年10月11日	有限会社アシマ	2,625,000	本業務は、平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を行うための測量・設計業務であり、早期に業務に着手することが不可欠である。よって、地域事情にも精通している左記業者と随意契約する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

業種名	業務番号及び業務名	契約日	企業名	契約金額	施行方法
建築士事務所登録	企画第4号 (仮称) 市民交流プラザふくちやま建設工事に係る意図伝達業務	平成25年5月28日	株式会社安井建築設計事務所	5,355,000	<p>建築工事の施工監理については、平成13年に国土交通省より「建築工事監理業務委託の基本方針」の制定があり、工事監理を適切に実施するための基本的な考え方が示された。これにより、従来の総合的な業務範囲から、ア)設計者が設計意図を請負者に正確に伝える為の業務(設計意図伝達)と、イ)従来の工事監理より、ア)を除く業務(工事監理)とを明確に分離し、整理される事となった。この中で、意図伝達業務とは、設計者が施工者、工事監理者に設計意図を正確に伝達するための業務である。したがって意図伝達業務受託者は設計業務受託者に限られるため、左記業者と随意契約とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、福知山市財務規則の施行について(例規通達)第5-5-6)</p>